

四 営業収益税の時代

79、大正15年3月 営業収益税法の公布

朕、帝国議会ノ協議ヲ經タル営業収益税法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

接政名

大正十五年三月二十七日

内閣總理大臣 若槻礼次郎
大蔵大臣 浜口雄幸

法律第十一号（官報号外）

営業収益税法

第一条 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ営業場ヲ有スル當利法人ニハ、本法ニ依リ営業収益税ヲ課ス

第二条 本法施行地ニ営業場ヲ有シ、左ニ掲クル営業ヲ為ス個人ニハ本法ニ依リ営業収益税ヲ課ス

一 物品販売業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セサルモノノ販売ヲ含ム）

二 銀行業

三 無尽業

四 金錢貸付業

五 物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セサルモノノ貸付ヲ含ム）

六 製造業（瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）

七 運送業（運送取扱ヲ含ム）

八 倉庫業

九 請負業

十 印刷業

十一 出版業

十二 写真業

十三 席貸業

十四 旅人宿業（下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス）

十五 料理店業

十六 周旋業

十七 代理業

十八 仲立業

十九 間屋業

第三条 営業収益税ハ営業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

第四条 法人ノ純益ハ各事業年度ノ総益ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人大き事業年度中ニ解散シ、又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ、其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以て一事業年度ト看做ス

第五条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ、合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付営業収益

税ヲ納ムル義務アルモノトス

第六条 個人ノ純益ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依ル、但シ前年一月一日ヨリ引続キ為シタルニ非サル當業ニ付テハ其ノ年ノ予算ニ依リ計算ス

相続シタル當業ニ付テハ、相続人力引続キ之ヲ為シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス

資本利子税ヲ課セラルベキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス

第七条 左ニ掲タル當業ノ純益ニハ當業収益税ヲ課セス

一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ売捌

二 度量衡ノ製作、修覆又ハ販売

三 自己ノ採掘シ又ハ採取シタル鉱物ノ販売

四 新聞紙法ニ依ル出版

五 本法施行地外ニ在ル當業場ニ於テ為ス當業

六 法人ノ漁業又ハ演劇興業

七 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物若ハ水産物ノ販売、又ハ之ヲ原料トスル製造、但シ特ニ當業場ヲ設ケテ為ス販売又ハ製造ヲ除ク

第八条 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ當業ヨリ生スル純益ニ付當業収益税ヲ免除ス

第九条 個人ノ純益金額四百円ニ満タサルトキハ當業収益税ヲ課セス

第十条 當業収益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人

百分ノ三・六

個人

百分ノ二・八

法人力各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ當業収益税額ヨリ之ヲ控除ス

個人力其ノ當業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ當業収益税額ヨリ之ヲ控除ス
前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子税ハ、純益計算上之ヲ損金又ハ必要経費ニ算入セス

第十二条 納稅義務アル法人ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三条 納稅義務アル個人ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十四条 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ、個人ノ純益金額ハ所得稅法ノ所得調查委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十五条 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得調查委員会後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ発見シタルトキハ、其ノ決定ヲ總スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調查委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調查委員会後個人ノ當業ニ付納稅義務アルコトヲ申出テタルトキハ、又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキ

前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス
第十六条 稅務署長ハ毎年個人ノ當業ニ付、納稅義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ、其ノ調査書ヲ所得調查委員会ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前条第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五条 所得稅法第五十条乃至第五十二条ノ規定ハ、純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス

第十六条 第十三条规定又前条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ、政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘン
第十七条 納稅義務者前条ノ規定ニ依リ純益金額ニ對シテ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日より
二十日以内三不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖、政府ハ稅金ノ徵収ヲ猶予セズ

第十八条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ、所得稅法ノ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得稅法第五十二条及第六十一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十九条 個人ノ營業二付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ、政府ニ純益金額ノ更訂ノ請求ヲ為
スコトヲ得、但シ翌年一月三十日過キタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

純益金額決定後、營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二十条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ查覈シ、二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十一条 納稅義務者第十八条ノ決定又前条ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ、訴願又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ
得

第二十二条 法人ノ營業収益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵収ス

個人ノ營業収益稅ハ、年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵収ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十一日限

第二十三条 第十九条第一項ノ請求アリタルトキハ、政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵収ヲ猶予スルコト
ヲ得

第二十四条 個人ノ營業収益稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主タル營業場ノ所在地ヲ以テ納稅地トス、但
シ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ニ在リテハ、所得稅ノ納稅地ヲ以テ營業収益稅ノ納稅地トス。

第二十五条 収稅官吏ハ營業ニ閲スル帳簿物件ヲ検査シ、又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第二十六条 政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團体ニ對シ、營業収益稅ニ閲スル事項ヲ諮詢スルコトヲ得
前項ノ諮詢ヲ受ケタル團体ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

第二十七条 所得稅法第七十三条ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第二十八条 第二十五条ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ妨ケ、又ハ虛偽ノ記載ヲ為シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ、百
円以下ノ罰金三処ス

第二十九条 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ因リ營業収益稅ヲ逋脱シタル者ハ、其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金
又ハ科料ニ処ス、但シ首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業収益稅ヲ逋脱シタル者ノ純益金額ハ、第十三条第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ
於テ之ヲ決定シ、直ニ其ノ稅金ヲ徵収ス

第三十条 營業収益稅ノ調查又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者、其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正
當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百円以下ノ罰金三処ス

第三十一条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条规定但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十
八条第二項、第六十三条及第六十六条规定ヲ用ヒス、但シ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ、當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ属スル期間ノ純益ヲ控除ス

【法令全書】

80、大正15年9月 営業収益税法施行規則の制定

朕、営業収益税法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

授政名

大正十五年九月八日

勅令第三百三号（官報九月九日）

営業収益税法施行規則

第一条 法人ノ純益ハ営業収益税ヲ課スヘキ営業ニ付、其ノ純益金ヨリ純損金ヲ控除シテ之ヲ計算ス

法人ノ前事業年度ヨリ線越シタル利益又ハ損金ハ、其ノ営業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

第二条 営業収益税法第十条第二項ノ規定ニ依リ営業収益税額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子税額ハ、営業収益税ヲ課スヘキ営業ニ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付納付シタルモノニ限ル、但シ貸付ケタル土地ニ対スル地租額ノ控除ハ、其ノ土地ニ付生シタル純益ノ額額三百分ノ三・六ヲ乗シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

内閣總理大臣

若槻礼次郎

大蔵大臣

早速整爾

前項ノ場合ニ於テ、営業収益税ヲ課スヘキ営業ト其ノ他ノ営業トニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ、其ノ地租額又ハ資本利子税額ヲ、営業収益税ヲ課スヘキ営業ニ属スル收入金額ト、其ノ他ノ営業ニ属スル收入金額トニ率分シテ控除額ヲ計算ス、但シ收入金額ノ割合ニ依ル不適當トスルトキハ、資産価額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

第三条 営業収益税法第十条第二項ノ規定ニ依リ営業収益税額ヨリ控除スヘキ資本利子税額中公債、社債又ハ産業債券ニ対スルモノハ、其ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ対スル資本利子税額ハ、其ノ納付シタル資本利子税額ヲ前項ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ対スル資本利子税額ハ、其ノ納付シタル資本利子税額ヲ其ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリシ期間ノ利子額トニ率分シテ之ヲ計算ス

第四条 営業収益税法第十条第一項ノ規定ニ依リ、営業収益税額ヨリ地租額又ハ資本利子税額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ、営業収益税法第十二条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ地価又ハ利子、納付シタル税額及控除ヲ受クヘキ税額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ

第五条 税務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前条ノ申請ヲ為シタル者ニ對シ其ノ計算ヲ証明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ヘ提出ヲ命スルコトヲ得

第六条 個人ノ純益ハ営業収益税ヲ課スヘキ営業ニ付、其ノ総收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第七条 営業収益税法第六条第一項ノ規定ニ依リ総收入金額ヨリ控除スヘキ経費ハ、仕入品ノ原價、原材料品ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ営業ニ係ル公課、雇人ノ給料、其他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル、但シ家事上ノ費用及之ニ関連スルモノハ之ヲ控除セス

第八条 営業収益税法第十一条第三項ノ規定ニ依リ、営業収益税額ヨリ控除スヘキ地租額ハ、其ノ営業用ノ土地ニシテ
家事ニ関連セサルモノニ付納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス、但シ営業収益税法第六条第一項但書ノ場合ニ於テハ、
其ノ年ノ予算ニ依ル

第二条第一項ノ規定ヘ営業収益税ヲ課スヘキ営業ト、其ノ他ノ営業トニ共通シテ使用スル土地ニ対スル地租額ノ控
除三付之ヲ適用ス

第九条 営業収益税法第十一条第三項ノ規定三依リ、営業収益税額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ、営業収益税
法第十二条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ、但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ納稅義務アルニ至リ
タルトキハ、純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ土地ノ番号、地目、地価及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第十条 左三掲タル物産ノ製造業ヲ當ム者ニハ、営業収益税法第八条ノ規定ニ依リ営業収益税ヲ免除ス

- 一 金、銀、鉛、亜鉛、鉄又ハアルミニウムノ地金
- 二 鉄ノ条、竿、テー形アングル形類、軌条、板、線及管（鍛製管ヲ除ク）
- 三 銅ノ合金ノ条、竿、板及管
- 四 汽鑽、原動機（機関車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運転スル鐵製ノ機械
- 五 燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸カリ及グリセリン
- 六 製紙用パルプ
- 七 板硝子

八 コンデンスドミルク

九 紡、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九号ノ物産ノ製造業ニ付テハ、動力ヲ以テ運転スル機械ヲ使用シ、幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上
ノ織物ノミラ製造スル者ニ限ル

第十一条 前条ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ、其ノ製造業ニ付営業収益税ノ免除期間ノ殘
存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十二条 営業収益税法第八条ノ規定ニ依リ営業収益税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ、同法第十二条又ハ第十二条ノ申
告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ、但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ営業ニ付納稅義務アルニ至リ
タルトキハ、純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十条ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ、第十条ノ製造業ヨリ生スル純
益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

第十三条 法人ノ純益金額ハ、毎事業年度決算確定ノ日若ヘ合併ノ日ヨリ十四日内、又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日内
ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ、但シ所得稅法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ為スコトヲ妨ゲス

第十四条 個人ノ営業ニ付納稅義務アル者ハ、営業ノ種類、営業場所在地、純益金額及純益算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄
稅務署ニ申告スヘシ

第十五条 稅務署長ハ所轄内ニ事務所ヲ有スル同業組合其ノ他ノ営業者ノ団体ニ對シ、其ノ団体ニ屬スル各営業者ノ
純益金額ノ見込額又ハ順位ヲ諮詢スルコトヲ得

前項ノ諮詢ヲ受ケタル団体ハ、諮詢事項ニ對スル調書ヲ作成シ、稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提

出スヘシ

第十六条 稅務署長營業収益税法第十三条、第十五条又ハ第二十九条第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキ
ハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十七条 營業収益税法第十七条第一項ノ審査ノ請求ヲ為サムトスル者ハ、事由ヲ具シ証憑書類ヲ添ヘ純益金額ノ決
定ヲ為シタル税務署長ヲ經由シ税務監督局長ニ申出ツヘシ

第十八条 所得税法施行規則第五十六条ノ規定ハ、純益金額ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第十九条 税務監督局長營業収益税法第十八条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知ス
ヘシ

第二十条 營業収益税法第十九条第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ、其ノ請求カ手続ニ違背シタルモノナルトキ、又
ハ税務署長ニ於テ純益金額二分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第二十一条 税務署長營業収益税法第二十条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ更訂シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘ
シ

第二十二条 納稅義務者納稅地ノ税務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキハ、其ノ營業場所在地ノ税務署ニ納稅地ヲ申告
スヘシ

第二十三条 納稅義務者納稅地ヲ変更スルトキハ、其ノ旨新納稅地ノ税務署ニ申告スヘシ

第二十四条 収稅官吏營業収益税法第二十五条ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ、検査章ヲ携帶
スヘシ

附 則

本令ハ大正十六年一月一日より之ヲ施行ス

法人ノ大正十六年一月一日以後三終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ、当該事業年度ノ營業收
益額ヨリ控除スベキ地租額又ハ資本利子税額ハ、当該事業年度ノ総日数ニ対スル大正十六年ニ属スル日数ノ割合ヲ、
其ノ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ニ乘シ之ヲ計算ス

(法令全書)

81、大正15年12月 營業収益税法施行に関する取扱方

主秘第八五号

大正十五年十二月二十四日

名古屋税務監督局長殿

營業収益税法施行ニ關スル取扱方、別冊ノ通相定メ候
右及通牒候也

營業収益税取扱方通牒

目 次

第一章 通 則

第二章 法人ノ營業収益税

第一節 純益金額ノ計算

第二節 地租額及資本利子税額ノ控除

第三章 個人ノ營業収益税

第一節 課税ノ範囲

第二節 純益金額ノ計算

第三節 地租額ノ控除

第四節 其ノ他

第四章 非課税營業

第五章 雜 件

附屬様式

第一章 通 則

一 営業収益税ノ取扱ニシテ此ノ通牒ニ定メナキ事項ニ付テハ、總テ所得税ノ取扱ニ准スルモノトス

第二章 法人ノ營業収益税

第一節 純益金額ノ計算

二 税法施行地ノ内外ニ涉リ營業場ヲ有スル法人ノ本支店間ニ於ケル取引商品価格ノ計算ニ付テハ、特ニ不当ナルモノニ非サル限り法人ノ計算ヲ是認スルモノトス

三 課税營業ト非課税營業トヲ併セ為ス法人ノ本店建物費、重役報酬、社債利子等ハ大体ニ於テ課税營業ト非課税營業トニ共通セル経費ト認め、之ヲ適當ニ見積区分スルモノトス

四 重要物産製造業又ハ製鐵業ト課税營業トヲ併セ為ス法人ノ純益金額ハ、重要物産製造業又ハ製鐵業ニ付生シタル

損失ヲ課税營業ノ純益ヨリ差引き計算スルモノトス

五 法人カ其ノ漁獲物ヲ特ニ營業場ヲ設ケテ製造シ又ハ販売スル場合ニ於テハ、其ノ製造又ハ販売ハ漁業ノ範囲外トシ、當該純益ニ対シテハ課税スルモノトス

六 演劇興行ヲ営ム法人力劇場ヲ貸付スル場合ニ於テハ、其ノ貸付ハ演劇興行ノ範囲外トシ、當該純益ニ対シテハ課税スルモノトス、但シ其ノ貸付カ臨時又ハ演劇興行ノ附隨ト認スマラル程度ノモノナルトキハ、此ノ限ニ在ラス

第二節 地租額及資本利子税額ノ控除

七 税法施行地ノ内外ニ涉リ營業場ヲ有スル法人力、税法施行地ニ在ル本店建物敷地ニ付納付シタル地租額ハ、便宜其ノ全額ヲ税法施行地ニ於ケル營業ニ付納付シタルモノト認メ取扱フモノトス

八 法人ニ在リテハ未タ現実納付セサル地租額ト雖、純益金額計算上損金トシテ是認シ得ヘキモノハ、之ヲ「納付シタル地租額」トシテ取扱フモノトス

九 施行規則第二条第一項但書ニ依リ貸付ケタル土地ニ対スル純益ヲ計算スル場合ニ於テモ、其ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ之ヲ経費中ヨリ控除スルモノトス

一〇 一事業年度中或期間貸付ケサル土地、若ハ一筆中一部分ヲ貸付ケタル土地又ハ貸家敷地ノ如キハ、之ヲ「貸付ケタル土地」ト認メサルモノトス

一一 小作爭議等ニ依リ地料ヲ收入ナキ土地ト雖、貸付契約繼續中ノモノハ「貸付ケタル土地」トシテ取扱フモノトス

一二 法人カ貸付信託以外ノ信託ニ付受益者ト為リタル場合ニ於テ、信託会社カ其ノ信託財産ニ付地租又ハ資本利子税ヲ納付シタルトキハ、受益法人ハ税法第十条第二項ノ控除ヲ申請シ得ルモノトス

- 一三 営業収益税ヲ課スヘキ営業ト其ノ他の営業ト併セ為ス法人ノ営業収益税額ヨリ控除スヘキ地租額ヘ、納付シタル地租額ヲ課税営業ニ対スルモノト、其ノ他ニ対スルモノトニ区分シタル後、更ニ課税営業ニ対スルモノニ付施行規則第二条第一項但書ヲ適用シテ之ヲ計算スルモノトス
- 一四 税法施行地ニ於テ課税営業ト非課税営業ト併セ為ス法人ノ納付シタル資本利子税ヘ、課税営業ト非課税営業トニ共通シテ納付シタルモノト認メ取扱フモノトス、但シ之ニ反スル事實明瞭ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 一五 営業収益税ヲ課スヘキ営業ト其ノ他の営業ト併セ為ス法人ノ営業収益税額ヨリ控除スヘキ資本利子税額ヘ、納付シタル資本利子税額ヲ課税営業ニ対スルモノト、其ノ他ニ対スルモノトニ区分シタル後、更ニ課税営業ニ対スルモノニ付施行規則第三条ヲ適用シテ之ヲ計算スルモノトス
- 一六 貯蓄銀行ノ営業収益税額ハ税法第十一条第二項ニ依リ、営業収益税額ヨリ地租額又ハ資本利子税額ヲ控除シタルモノヲ二分シテ之ヲ計算スルモノトス

第三章 個人ノ営業収益税

第一節 課税ノ範囲

- 一七 税法第二条ノ各業ノ類別ハ名称ノ如何ニ拘ラス営業ノ實体ニ依リ判定スルモノトス、實体明瞭ナラサルモノハ其ノ重ナル点ニ付之ヲ判定シ、仍其ノ類別ニ入ラサルモノハ強テ類推スルヲ要セサルモノトス
- 一八 地方行政庁ニ於テ営業名ノ認定ヲ為シタル場合ト雖、税務官庁ハ必スシモ其ノ認定ニ従フコトヲ要セサルモノトス

- 一九 左記営業ノ如キハ物品販売業トシテ課税スルモノトス
イ 一定ノ製造場ヲ設ケス物品ヲ製造シテ販売スルモノ、又ハ他人ヲシテ物品ヲ製造セシムテ販売スルモノ

- ロ 無記名有価証券ヲ販売スルモノ
- 二〇 左記営業ニ対シテハ課税セサルモノトス
- イ 物品販売業者ノ取引所ニ於テ為ス取引ニシテ差金決済ニ終リタルモノ
- ロ 土地家屋ノ売買ヲ為スモノ
- ハ 税法施行地外ニ於テ販売スル為、税法施行地内ニテ物品ヲ買入レ、之ヲ税法施行地外ニ在ル自己ノ営業場ニ輸送スルモノ
- 二 薬剤師力薬剤ヲ調合シテ配達ス業務
- 二一 一定ノ営業場アル物品販売業者ニ付テハ、當該営業場以外ニ於テ販売スル場合ト雖（行商ヲ含ム）課税スルモノトス
- 二二 左記行為ノ如キハ物品販売業ノ範囲内ト認ムルモノトス
イ 有価証券割賦販売業者カ資金ノ運用トシテ為ス行為
- ロ 販売業者カ売掛金ニ付シ利息ヲ收取スル行為、但シ該売掛金ヲ普通ノ消費貸借ニ変更シタリト認メラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二三 銀行業者ノ為ス左記行為ハ銀行業ノ範囲内ト認ムルモノトス
イ 有価証券ノ買入販売
- ロ 他ノ銀行ノ代理店トシテ為ス業務
- 二四 無尽業者カ資金ノ運用トシテ為ス行為ハ、無尽業ノ範囲内ト認ムルモノトス
- 二五 賃屋以外ノ金錢貸付業ニ付テハ、大体十口以上ノ貸付アルモノヲ以テ営業ト認ムルモノトス

二六 賃屋以外ノ金錢貸付業ノ營業場ハ、業務ノ性質上格段ノ設備ヲ必要トセサルヲ以テ、単ニ金錢貸借ノ用務ヲ弁スル設備アレハ當業場ト認メ差支ナキモノトス

二七 貨貸借契約ニ依リ船舶ノ貸付ヲ為スモノハ、物品貸付業トシテ課税スルモノトス

二八 製造業者製造作業ヲ休止スルモ、從前ノ製造品ヲ販売シ居ル間ヘ、仍製造業ヲ営ムモノトシテ課税スルモノトス

二九 蛋種ノ製造ニ對シテハ課税セサルモノトス

三〇 傳船契約ニ依リ船舶ヲ利用セシムル船主ニハ運送業トシテ課税スルモノトス

三一 主トシテ自己ノ労力ニ依リ運送ヲ為ス者ニハ課税セサルモノトス

三二 倉庫業ノ課否ハ左ノ通取扱フモノトス

イ 倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預ルモノニハ、其ノ保管ニ付キ損害賠償ノ責ニ任セサル場合ト雖課税ス

ロ 貨物ヲ預ルコトアルモ倉庫ヲ備ヘサルモノニハ課税セス

三三 左記營業ノ如キハ請負業トシテ課税スルモノトス

イ 他人ノ依頼ヲ受ケ起毛、晒、洗張、洗濯、上絵、下絵、織物整理、陶器繪付、和洋裁縫、製本、穀物ノ貯揚、生糞ノ乾燥、曳船等ヲ為スモノ

ロ 麻糸ノ運搬又ハ道路ノ撒水ヲ請負フモノ

三四 左記營業ノ如キハ席貸業トシテ課税スルモノトス

イ 待合、芝居茶屋及之三類スルモノ（貸座敷、引手茶屋ヲ除ク）

ロ 温泉地又ハ海水浴場等ニ於テ客室ヲ設ケ、宿泊ヲ条件トセス隨時一定期間賃闇ヲ為スモノ

ハ 劇場又ハ寄席ヲ集会場等トシテ他人ニ使用セシムル場合ニ於テ、其ノ程度独立ノ業ト認ムルニ足ルヘキモノ

三五 貸座敷業者カ遊客ニ客室ヲ使用セシメ、又ハ飲食物ヲ提供スルハ貸座敷業ノ範囲内ナルモ、普通ノ集会等ニ客室ヲ貸シ又ハ飲食物ヲ販売スルトキハ、席貸業又ハ料理店業ヲ兼ヌルモノト認メ課税スルモノトス、引手茶屋ニ付又同シ

三六 家畜市場開設者ニハ周旋業又ハ仲立業トシテ課税スルモノトス、但シ其ノ業務カ單ニ市場ヲ設備シ之ヲ使用セシムルニ過キサルモノナルトキハ課税セサルモノトス

三七 左記營業ノ如キハ代理業トシテ課税スルモノトス

イ 保険会社等ノ代理店ニシテ其ノ本社ヨリ報償金ヲ受クルモノ

ロ 自己ノ計算ヲ以テ他人ノ組織セル芸妓券番ノ事務ヲ代リテ取扱フモノ

ハ 自己ノ計算ヲ以テ公共團体ニ於テ設ケタル市場ノ業務ヲ代リテ取扱フモノ

三八 問屋業者又ハ倉庫業者カ完賣当事者又ハ寄託主ノ為ニ資金ヲ貸与シ、又ハ立替金ヲ為シテ一定ノ金利ヲ收得スル行為ハ、之ヲ問屋業又ハ倉庫業ノ範囲内ト認ムルモノトス

第二節 純益金額ノ計算

三九 重要物産製造業又ハ製鐵業ト課税營業ヲ併セ為ス者ノ純益金額ハ、重要物産製造業又ハ製鐵業ニ付生シタル損失ヲ課税營業ノ純益ヨリ差引き計算スルモノトス

四〇 自口ノ收穫シタル農產物、林產物、畜產物、若ハ水產物ヲ特ニ營業場ヲ設ケテ販売又ハ製造スル場合ニ於テハ、其ノ販売又ハ製造ニ因ル純益ニ對シテノミ課税スルモノトス

四一 純益金額ノ計算上当該營業ニ係ル營業収益税ハ、業務ニ係ル公課ト認ムルモ第三種所得税ハ之ヲ業務ニ係ル公

課ト認メサルモノトス

第三節 地租額ノ控除

四二 個人ニ在リテハ現実納付シタル地租額ニ限り「納付シタル地租額」トシテ取扱フモノトス

四三 個人ノ營業収益税額ヨリ控除スヘキ地租額ニ関シテハ、左記各号ニ依リ取扱フモノトス

イ 建物毎ニ營業ニ専用スルモノナリヤ否ヤヲ判定シ、同一区域内ニ在ル建物ト雖、一建物力營業ニ専用スルモ

ノナルトキハ、其ノ建物敷地ニ対シ納付シタル地租額ハ之ヲ控除スルモノトス

ロ 営業専用ノ建物ニ非スト雖、營業ノ性質上特ニ広大ナル建物ヲ要スルモノ（例へハ料理店、旅人宿ノ如キモ

）ニ付テハ、營業専用ノ部分ヲ相当積り区分シテ之ヲ控除スルモノトス

ハ 前二号ノ取扱ニ付テハ、敷地カ一筆ノ土地ナルト否ト、又ハ其ノ地目カ宅地ナルト否トハ之ヲ問ハサルモノ

トス

第四節 其ノ他

四四 第二種所得金額ノミニ付審査又ハ訴願訴訟ヲ為シタル結果、決定所得金額中營業所得ニ付変更ヲ來セシ場合ト雖、純益金額ハ之ヲ変更セサルモノトス

四五 減損更訂ノ申出アリタル場合ニ於テハ純益ノ全部ヲ改算更訂スヘキモノトス、但シ二分ノ一以上ノ減損アリヤ否ヤハ、税法第十条第四項ヲ適用セサル純益金額ニ付之ヲ計算スルモノトス

四六 減損更訂ノ場合ニ於テ營業収益税額ヨリ控除スヘキ地租額ハ、当初決定ノ際控除シタル金額ニ依ルモノトス

四七 税法第十九条第二項ノ「營業継続」ニハ營業ノ一部繼續ヲモ包含スルモノトス

トス

四八 純益金額調査書ハ、便宜所得金額調査書ノ所得金額欄ノ下ニ業名及純益金額欄ヲ設ケテ、之ヲ兼用スルモノトス
ナキモノトス

第四章 非課稅營業

四九 個人ノ純益金額決定通知書ニハ業名ヲモ記載スルモノトス

五一 鉱業主カ一定ノ店舗ヲ設ケテ鉱夫其ノ他ノ使用人ニ物品ヲ販売スルモノニ課稅セサルモノトス、其ノ販売ニ附隨シテ使用人以外ノ者ニ販売スル場合亦同シ

五二 鉱業権者力鉱業用ノ貨物等ヲ運搬スル為敷設シタル軌道ニ依リ、余力ヲ以テ一般交通ノ利便ノ為実費ヲ受ケ旅客貨物ノ運送ヲ為スモ之ニ對シ課稅セサルモノトス

五三 鉱業権者ニ非サル者カ他ヨリ鉱物ヲ買入レ之ヲ製鍊スルハ、鉱業法第八十二条ノ鉱業ノ範囲外ナルヲ以テ、其ノ純益三対シテハ課稅スルモノトス、鉱業権者ノ独立製鍊所ニ於ケル製鍊ニ付亦同シ

五四 新聞紙ノ販売若ハ其ノ周旋取次、又ハ新聞広告ノ取次ニ対シテハ課稅セサルモノトス

五五 新聞紙法ニ依リ出版スル雑誌ノ發行者ト小売業者トノ間ニ介在シ、單ニ其ノ取次ヲ為ス者ニハ課稅セサルモノトス

五六 新聞紙法ニ依ル出版業者カ物品ノ販売ヲ為シ、又ハ他人ノ依頼ニ依リ文書、圖画ノ印刷ヲ為ス等ノ行為ハ、新聞紙法ニ依ル出版ノ範囲外ナルヲ以テ當該純益ニ対シテハ課稅スルモノトス

五七 宣報ノ販売ニ対シテハ課稅セサルモノトス

五八 税法第七条第二号ノ度量衡中ニハ、度量衡法施行令第一条ノ五ニ掲タル計量器ヲモ包含スルモノトス

五九 取引所ノ經營スル倉庫事業ハ取引所附隨ノ業務ナルヲ以テ課税セサルモノトス

第五章 雜 件

六〇 商業会議所ヨリ納税額等ニ関スル書類閱覽方申出テアリタルトキハ、相当便宜ヲ与フルモノトス

六一 銀行業者ニ非スシテ手形割引其ノ他銀行類似ノ行為ヲ為ス者アルトキハ、其ノ実況ヲ本省ニ報告スルモノトス

六二 営業収益税ノ調査決定ニ関スル事蹟ハ附屬様式ニ依リ報告スルモノトス

[様式は省略]

(平12 名古屋 964)

82、昭和2年2月 営業収益税の申告について

営業収益税施行初年に当り之が申告に就て

御承知の通り営業税は昨年限り廃止されまして、営業収益税が之に代ることになりました。而も本年は之が新税法施行の初年でありますから、御互に手数のがへる様、別紙記載例に倣ひ誠実な申告を出して戴きたいと存じます。従来の営業税申告に就て見まするに、往々申告をなさぬ方や仮りに申告を御出しになりましても、誠意を疑はれる様なものがありました事を遺憾に存じます、而して之等の方に対しましては、従来の営業税にをきましては、決定前御出頭願いまして訂正をして戴きましたのですが、之は御互に手数が多い事でありますから、如斯事は新税法施行の初年に当り全然改めまして、可成申告を採用致したいと存じます。

就きましては、誠実なる申告に対しましては、仮令調査額と差があつましても、出来得る限り斟酌を致しまして是認

するは勿論であります、之に反して不真面目と認めるものに対しましては、調査額に依りまして乍遺憾決定する積りでありますから、可成明細に誠実な申告をして戴き、全部の納税者が申告是認と言ふ美譽に出られん事を切に希望して止まないであります。

尚、本税申告に關じて不明又は税法上疑問の事がありましたなら、御遠慮なく御問合せ下さいが、出来る限り説明致します。

昭和2年1月五日

藤沢税務署

(平1 東京 2737)

83、昭和5年2月 各種団体からの陳情に關する通牒

昭和五年二月十七日

大阪税務監督局印

御坊税務署長殿

近時、所得税・営業収益税調査ニ關シ各種団体ノ陳情漸次増加ノ傾向有之候處、過般税務署長打合会ニ於テ協議シタル各種標準ニ關スル事項ヲ事前ニ外部ニ漏洩スルコトアラムカ、納税者側ニ於テ満足スルニ於テハ格別、然ラサル場合ニ於テハ一層此等ノ固体運動熾烈トナリ、他局トノ權衡ヲ持出ス等後日收拾スヘカラサルコトトナルノ懼モ有之候条、克ク這般ノ事情ヲ充分ニ諒得シ執行上方遺憾ナキラ期セラルヘク
右為念通牒候也

直機第一四一五号

熊本税務監督局印 (5·4·1)

税務署長殿

本年分第三種所得税及個人營業収益税ノ件ニ關シ、別紙ノ通主税局長ヨリ通牒ノ次第モ有之候矣、本税調査ニ当リテハ深甚ノ考慮ヲ廻ラシテ賦課ノ公平適実ヲ期スルコトシ、隨テ調査委員会ノ如キモ成ルヘク五月ニ入りテ開会セラルヘク、以テ課税上万遺算^(金)ナカラシムルコトニ留意セラルヘシ

主秘第三三号

昭和五年三月二十四日

熊本税務監督局長 鈴木新之助殿

本年分第三種所得税及個人營業収益税ニ関シテハ、民間ヨリ多數ノ陳情等モアリ、課税上慎重ナル注意ヲ払フト共ニ、調査ヲシテ最モ周到ナラシムルノ要アルモノト存セラレ候ニ付テハ、調査会ノ如キモ本年ハ成ルヘク五月ニ入りテ開会スルコトトシ、以テ調査ノ完璧ニ努メ苟^モ苛斂^モ説求ノ非難ヲ蒙ルコトナキ様遺漏ナキ^ヨ期セラレ度、右及通牒候也

(昭44 福岡 11)

大蔵省主税局長 青木得三

昭和五年五月十四日

御坊税務署長殿

大阪税務監督局印

(昭44 福岡 11)

第三種所得并ニ營業収益税額カ前年ヨリ減少スルタメ、之ヲ補填スルノ目的ヲ以テ著シク新規課税ニ涉獵スル向アルヤニ聞及候處、課税權衡ヲ失スルカ如キ特殊ノ場合ハ格別、然ラサルニ於テハ、本年ノ如キ年柄トシテハ調査委員会ノミナラス、決定後ニ於ケル民部ノ感触等フモ考慮スルノ要モ有之候矣、此等ノ点ニ付テハ特段ノ注意ヲ払ヒ執行上万全ヲ期セラルベク
右為念及通牒候也

昭和五年六月四日

税務署長殿

大阪税務監督局長印

本年分第三種所得税并ニ個人營業収益税ノ調査決定ハ、昨年下半期以後不況ノ程度特ニ深刻ニシテ、各種ノ組合又ハ団体等ヨリ多數ノ陳情アリ、其他諸種ノ難件簇出シ、加之人員経費等不足ノ為従事員諸氏ハ連日ニ亘り早出晩退シ、又ハ各課相互援助ラナス等克ク此間ニ善處シ、大体内満裡ニ調査委員会ノ終了ヲ見ルニ至リタルハ、之レ全ク署長以下従事員諸氏ノ努力ノ結果ニシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル所ナリ、決定後ニ於ケル各種事務処理ニ付テモ充分ニ留意シ、執行上万遺慮ナキヲ期セラルベク
右通牒候也

五月十七日

島原稅務署長@

熊本稅務監督局局長啟

別紙写ノ通り、九州料理業同盟組合長崎県南高木郡小浜料理屋組合ヨリ、別紙写ノ通り、營業収益稅課稅取扱上三陳情書、本月十六日提出致來候ニ付、為御参考及提出候也

〔^(參照) 5. 5. 16 長崎県島原稅務署 (取扱印)〕

營業収益稅底減二閱スル陳情書

陳情書

茲三營業稅二代フルニ營業収益稅ヲ以テシ、不合理ナル外形標準課稅ヲ廢止シテ其ノ營業ニ伴フ収益ノ多寡ヲ標準トスルノ稅制ニ改メラレタルコトヘ、運ニ當ヲ得タリト謂フベキモ、其ノ之レヲ實施セラルニ至リテヨリ既ニ武年、翻ツテ之レガ施行ノ實際ヲ見ルニ、多クハ課稅標準利益率ノ見積リニ於テ甚ダシク過大ニ流レ、真ニ營業ノ純益ニ伴フ公課負担トシテハ未ダ以テ苛酷ノ感ヲ薄ウスルヲ得ザルヲ遺憾ト致シ候。之レ畢竟營業収益稅法施行セラレテ日尚ホ浅ク、納稅義務ヲ負フ當業者ニ於テ法規ニ通ゼズ、殊ニ我方料理飲食業ノ如キハ多クハ婦女子ノ手ニヨシテ其ノ事務ヲ司ルノ余儀ナキ実情ニアルガタメニ、繁雜難解ノ簿記帳ヲ望ミ難ク、從ソテ損益勘定ノ正確ヲ期シ能ハズ、稅務當局亦未ダ業界ノ實際ニ通曉セラルニ至ラズ、所謂純益ノ見積リニ於テ甚ダ妥当ヲ欠ク者アルガ為メカト存セラレ候。

由來、料理飲食業ノ如キハ頗ル高率ナル収益ヲ挙げ得ルモノノ如ク看做サレ居ルモ、其ノ実情ハ甚ダ以テ然ラズ、家

屋設備ノ減価償却、修繕費、器具補充費、收入上ノ貸倒レ、其他營業ニ伴フ交際贈答接待上ニ要スル特殊経費等ノ莫大ナルコトハ到底他ノ營業ノ比ニ御座ナク候。宴席ニ供スル家庭設備ハ料理飲食業者ノ營業上最モ完備ヲ要スルコト申ス迄モ無之、之レガ減価償却ハ修繕費、器具補充費等ト共ニ所謂『收入ヲ得ルニ必要ナル経費』中ニ於テ最モ主要ナルモノノ一二数フベキモノニ候。貸倒レ金ヲ必要経費ト見ルハ多少無理ノ感アランモ、而モ營業ノ性質上到底避ケル能ハズル損費タル以上、収益稅法ノ精神ニ汲ムテ相當考慮ラ仰ガザルベカラザル性質ノモノタルヤ論ヲ須タズ、交際贈答接待等ニ目賛ヲ失フコトモ斯業ノ存立上避クベカラザル所、是等ヲ相殺スルノトキ残ル所亦幾許ゾ、真ニ思ヒ半バニ過グモノノ有之候。

彼ノ我々業者ノ營業場タル宴席ヨリ流ル絃歌歎呼ノ陽氣ナル情景ハ、動モスレバ其ノ宴席ヲ使用スル華客ノ景気ト、我々業者ノ景気トヲ識別スル上ニ於テ甚ダシキ錯覚ノ種トナリ、斯クテ料理飲食業収益多シト云フガ如キ誤解ヲ招クニ至ルモノト察セラレ候、而モ其ノ絃歌歎呼ノ声モ連夜之レヲ聞クヲ得ル財界好況ノ時代ナルニ於テハ、之レニ依ル多少ノ錯覚亦忍ブベシト雖モ、之レヲ聞クコト曰ニ益々其ノ數ヲ減ズル今日ノ時局ニ於テ、此ノ錯覚ノ上ニ見積ラレタル利益率ヲ標準トシテノ稅額ノ負担ハ業者ノ到底忍ブ能ハズアル所ニ御座候。政府ノ緊縮政策ト節約獎勵トノ徹底ニヨル第一ノ影響ハ、先づ花柳界ニ表ハルベキコト何人ト雖モ異見ナカルベク、從ソテ我方料理飲食業ノ不振今ヤ其ノ極ニ達セントシ、刻々トシテ迫ル經營難ニ耐へ能ハズシテ、既ニ廢業ノ已ムナキニ至レル者モ全國ニ其ノ數少カラズ、經濟困難ノ折柄國家ノ大局ヨリ見テ亦已ムラ得ザルノ犠牲トハ申セ、國策遂行ノ片面ニ於ケル一悲劇タルヲ失ハズ候時局ニ伴フ料理飲食業者ノ不況正ニ夫レ斯ノ如シ、願クバ營業収益稅ノ本旨ニ照サレ、時局第一ノ影響ヲ受ケソツアル我々業者ノ担稅上三十分ノ同情ヲ垂レサセラレ、依ソテ以テ國家ニ伴フ營業者ノ犠牲苦ヲ緩和スベク、切ニ御質感ヲ煩ハシ度ク候

恐慌謹言

昭和五年五月拾五日

九州料理業同盟組合

長崎県南高来郡小浜町ノ丁八百六拾五番地

小浜料理屋組合

代表者

山口鶴太郎

田中松之子

松尾喜惣次

税務署長殿

(平18 福岡)

85、昭和6年4月 営業収益税の減税

朕、帝国議会ノ協賛ヲ経タル営業収益税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和六年四月一日

内閣總理大臣 浜口 雄幸
大藏大臣 井上準之助

法律第四十七号（官報号外）

営業収益税法中左ノ通改正ス

第十条第一項ヲ左ノ如ク改ム

営業収益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人

百分ノ三・四

個人

純益金額千円以下ナルトキ

百分ノ二・二

純益金額千円ヲ超ユルトキ

千円以下ノ金額
百分ノ二・二

千円ヲ超ユル金額
百分ノ二・六

附則

本法ハ個人ノ営業収益税ニ付テハ昭和六年分ヨリ、法人ノ営業収益税ニ付テハ昭和七年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス、但シ昭和六年分ノ個人ノ営業収益税ニ限り、改正規定中百分ノ二・二トアルハ百分ノ二・五、百分ノ二・六トアルハ百分ノ二・八トス

昭和七年三月三十一日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人ノ営業収益税、及昭和五年分以前ノ個人ノ営業収益税ニ付テハ、仍從前ノ例ニ依ル

（法令全書）

86、昭和10年8月 税務執行に關し苛斂誅求の声に留意の件

職秘第五四号

昭和十年八月十日

東京税務監督局長印

税務署長殿

税務ノ執行ニ關シ別紙ノ通大藏省主税局長ヨリ内牒有之候ニ付、本趣旨ニ存ラサル様一層御留意相成度右及内牒候也

主秘第一五七号

昭和十年八月七日

東京税務監督局長 野津高次郎殿

大藏省主税局長 石渡莊太郎 印

税務執行ノ適案公平ヲ期シ、納税者ラシテ怨嗟ノ声ナカラシムルコトニ闇シテハ、各位ニ於テ夫々適切ナル施設ヲ講ジ、執行上遺憾ナキヲ期セラレシツアルコトトハ被存候得共、近時各地ニ於テ所得税及營業収益税ノ賦課ニ闇シ、税務行政ニ對シ苛斂誅求ノ声ヲ聞クコト漸ク多カラムトスル傾向アルヤニ認メラルルハ、寔ニ遺憾トスル所ニ有之候、就テハ税務行政ノ執行ニ当リテハ宜シク大局ニ着眼シ、時勢ノ推移、社会民心ノ動向ニ一層ノ注意ヲ払ヒ、徒ニ煩瑣ニ流レテ大綱ヲ失フガ如キコトナク、常ニ寛嚴宜シキヲ制シ、納税者ラシテ課税ニ對シ能ク理解スル所アラシムルノ用意ヲ要スルハ勿論、特ニ直接納税者ニ接スル職員ラシテ一層言語態度ヲ慎重ナラシメ、懇切叮嚀ラ旨トシ、苟クモ怨嗟ノ声ナカラシメ、以テ適正円満ナル効果ヲ收ムルコトニ格段ノ御留意相成度、依命此段及内牒候也

(昭43 東京 82)

87、昭和10年8月 日本商工会議所による査定状況調査の件

直第二八四四号

熊本税務監督局 (10・8・23印)

遼寧税務署長殿 (10・8・24收受印)

長崎税務署長ヨリノ申報ニ依レバ、長崎商工会議所ヨリ本年分營業純益金額決定状況並ニ之カ対策ニ闇シ、各營業者ニ対シ別紙ノ如キ事項依頼セル趣ナルカ、本件ハ日本商工会議所ヨリ発動セルモノト認メラルニ付、其監管内ニ於ケル商工会議所及商工会等ニ於テモ斯ル事実ナキヤ否、極秘ニ内偵調査ヲ遂ケ有無共至急申報セラルヘシ

商調発第一八六号

昭和十年八月十五日

長崎商工会議所

營業収益金額決定状況並ニ之カ対策ニ闇スル件

拝啓、益御清邁之詔奉賀候

陳者、營業収益税ノ課税方法ニ付テハ從來種々ノ欠陥ヲ指摘セラレ、名ハ純益課税ナルモ其ノ実ヘ依然トシテ外形標準ニ依ル推定課税タルヲ免レス、殊ニ此ノ弊ハ個人經營ノ中小商工業者ニ於テ痛感セラル、處ナルカ、今年度ニ於テハ自然增收捺出ノ必要ニ依ルモノカ、地方業界実状カ昨年ニ比シ好軒セル事実ナキニモ拘ラス、相当高率ノ引上ラ決

行セラレタルヲ以テ、右三闕シ日本商工会議所ニ於テ対策攻研究ノ趣ニテ、当地ノ状況照会有之候間、御繁忙中乍恐縮左記事項至急御取調へ御回示被下度、此段御依頼申上候

教 具

- 一、賣組合員三対スル本年度ノ營業収益額ノ決定ト昨年度トヲ比較セバ、平均何割何分ノ増減ナリヤ
- 二、競格査定又ハ貢斂誅求等ノ事実アラハ其ノ詳細
- 三、右ノ弊害ヲ是正スヘキ対策ニ付テノ御希望

第一号

八商議第五二六号

昭和十年八月二十六日

日本商工会議所御中

營業収益税査定状況並ニ之ガ対策ニ關スル件

拝復、昭和十年八月一日付日商発第三〇二号ヲ以テ御照会相成候題記三闕スル件、左記ノ通り御回答申上候

一、本市ニ於ケル昨年度並ニ本年度ノ營業収益税決定状況ヲ見ルニ

年	營業収益税	人 員
昭和九年度	九六、四四五田〇五	三、四九四人
昭和十年度	一〇〇、三一四田〇六	三、九七三人

増 加 数 一一三、八大九田〇一 四七九人
ニシテ、金額ニ於テ約二割四分七厘、人員ニ於テ約一部三分強ノ増加ヲ示セルガ、其ノ大部ハ自然増加ニ依ルモノニシテ、人員ノ割合ニ税額ノ増加ニ付テハ、非常時局ニ對スル軍需工業ノ影響ヲ受クベキモノノ比較的多キ本市ノ特殊性ニ鑑ミ、蓋シ又止ムヲ得ザル結果ト見ルベク、貢斂誅求等ノ傾向アルモノトハ認メ難ク候

二、商業帳簿ノ記載整理ノ困難ナル中小商工業者ニ対シ、帳簿不備ノ為メ止ムナク認定課税ヲ余錢無クサルモノナキニアラサルモ、是等ハ税務当局ノ立場并ニ此ノ中間ニアル調査委員会トノ連絡活用等充分ナラサル為メ、若干ノ不公平ハ免カレ得ザルモノト信ス、唯ダ之ガ改善是正ニ付テハ双方ノ誠意ヲ披瀝シ、以テ田端妥当ナル査定ニ俟ツノ外ナカルベク被認候

尙ホ、小商工業者ニ対シテハ、仮ニ認定課税ヲスルニシテモ一律ニ外形標準ノミニ法ラス、資本金融其他營業状態等ヲ綿密ニ調査決定セラルヘトキハ、幾分ニテモ實際ニ近キ決定ヲ見ルヲ得ベク思考セラレ候又國稅課税ノ最低純益額ヲ適當ニ引上グルモ一方法カト被認候

第一号

日本商第三〇二号

昭和十年八月一日

日本商工会議所御中

營業収益税査定状況並ニ之ガ対策ニ關スル件

拝啓 愈々御清邁之段奉賀候、陳者、營業収益税ノ課税方法ニ付テハ從來種々ノ欠陥ヲ指摘セラレ、名ハ純益課稅ナルモ其ノ実ハ依然トシテ外形標準ニ依ル推定課稅タルヲ免レズ、殊ニ此ノ弊ハ個人經營ノ中小工業者ニ於テ痛感セラレタル處ナルガ、今年度ニ於テハ更ニ自然増収輸出ノ必要ニ依ルモノカ、地方業界ノ不振ニ殆ンド何等ノ変化ナキニカヽハラズ、一般査定ニ当リ相當高率ノ引上ヲ執行セラレ、他面産業組合ノ進出ト相俟ツテ中小商工業者ノ苦痛甚シキモノアリトシテ、一二ノ地方ヨリ陳情アリタル次第ニ候、就テハ本件ノ解決ヲ圖ル資料ニ供シ度候間、御繁用中恐縮ニ候得共、左記事項御取調べノ上折返シ御回報相煩ハシ度、此段急ぎ御依頼申上候、 敬具

記

- 一、貴地方ニ於ケル本年度營業収益稅査定ノ状況、特ニ旅格査定又ハ苛斂誅求等ノ傾向アラバ其ノ詳細
- 二、前項ノ弊害ヲ是正スベキ対策ニ付キテノ意見

第三号

戸商發第九三二号

昭和十年八月二十日

戸烟商工會議所印

戸烟裏議連合会

幹事 日浅数馬殿

營業収益稅査定状況並ニ之ガ対策ニ關スル件

拝啓 愈々御清祥之段奉賀候

陳者、今般日本商工会議所ヨリ本年度營業収益稅ノ課稅方法ニ付テ、別紙ノ通り取調方面越有之候ニ就テハ、御意

見有之候ハベ至急書面又ハ電話ニテ御回示相煩ハシ度、此段御依頼申上候也

(昭59 福岡 31)

88、昭和15年3月 营業収益稅法の廃止

朕、帝国議会ノ協賛ヲ經タル營業収益稅法廃止法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣 米内光政

大藏大臣 桜内幸雄

法律第五十一号(官報号外)

營業収益稅法ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ昭和十五年四月一日より之ヲ施行ス

法人ノ昭和十五年三月三十一日以前ニ終了シタル各事業年度分ノ營業収益稅、及個人ノ昭和十四年分以前ノ營業収益稅ニ関シテハ仍旧法ニ依ル

(法令全書)

89、昭和15年3月 営業収益税法施行規則の廢止

朕、営業収益税法施行規則廢止ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十五年三月三十一日

内閣總理大臣 米内光政
大蔵大臣 横内幸雄

勅令第百五十五号（官報号外）

営業収益税法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ昭和十五年法律第五十一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
法人ノ昭和十五年三月三十一日以前ニ終了シタル各事業年度分ノ営業収益税、及個人ノ昭和十四年分以前ノ営業収益
税ニ關シテハ仍旧令ニ依ル

〔法令全編〕